

2022 年 11 月 17 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

子会社による環境省「グリーンファイナンスモデル事例創出事業」における
「ポジティブ・インパクト評価フレームワーク」のモデル事例選定について

当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社が、本日別添のプレスリリースを公表いたしましたのでお知らせいたします。

以上

2022 年 11 月 17 日

各位

三井住友信託銀行株式会社

**環境省「グリーンファイナンスモデル事例創出事業」における
「ポジティブ・インパクト評価フレームワーク」のモデル事例選定について**

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、当社が提供する「ポジティブ・インパクト評価フレームワーク」が、2022 年度環境省「グリーンファイナンスモデル事例創出事業」に係るモデル事例(※1)として選定されたことをお知らせします。

「令和4年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業」は、国内におけるグリーンファイナンスを更に普及させるため、特に環境面においてモデル性を有すると考えられる各種サステナブル・ファイナンスに関し、環境省が策定・公表した各種ガイドライン(以下、「各種ガイドライン」)(※2)に適合する事例を創出し、情報発信等を行う事業です。2022 年度は計4事例程度のモデル事例創出が予定されています。

当社では、評価対象企業が他の金融機関からファイナンスを受ける際にも、当該ファイナンスをポジティブ・インパクト・ファイナンス(以下、「PIF」)(※3)として参照できる「ポジティブ・インパクト評価のフレームワーク」(以下、「本フレームワーク」)を本邦初のフレームワークとして導入しました。

当社は、2019 年 9 月 22 日に発効した「責任銀行原則(PRB:Principles for Responsible Banking)」の発足署名機関となり、当該原則において金融機関に求められる「投融资先から創出されるインパクトの測定・管理」を推進する手法の 1 つとして、PIF に取り組んできました。

本フレームワークは、投融资先から創出されるインパクトの「測定・管理およびエンゲージメント」を通じ、より多くのインパクトの創出に繋げるとともに、金融機関が継続して PIF による融資を行うことにより、企業のインパクト創出に当該融資を通じて金融機関が貢献するインパクトの総量を、より精緻かつ広範に把握していくことを目指す仕組みとして、導入したものです。

今般、本フレームワークは、PIF を広く普及させるものとして、2022 年度環境省「グリーンファイナンスモデル事例創出事業」のモデル事例に選定されました。なお、モデル事例については、中立的かつ公正に各種ガイドラインへの適合性等の確認を実施することを目的とし、環境省が別途選定した確認機関である株式会社日本格付研究所より適合性確認を受けることが定められおり、後日、本フレームワークの各種ガイドラインへの適合性に関する意見書が公表される予定です。

<選定されたポイント>

1. 本フレームワークにおけるポジティブ・インパクト評価(以下、「PI 評価」)の対象を個別融資単位ではなく企業単位とすることで、融資期間に捉われない長期的なインパクト目標の設定・測定・管理が可能となること。
2. 個別融資の都度、評価を取得する必要がなくなることから、評価対象企業は PIF としてより機動的な資金調達が可能となり、PIF 普及による市場拡大への貢献が期待されること。
3. より多くの企業が本フレームワークによる PI 評価を活用し PIF として資金調達を行うことで、当該 PI 評価を参照し融資を行う金融機関が融資残高に対応したインパクトの発現状況を、個社に留ま

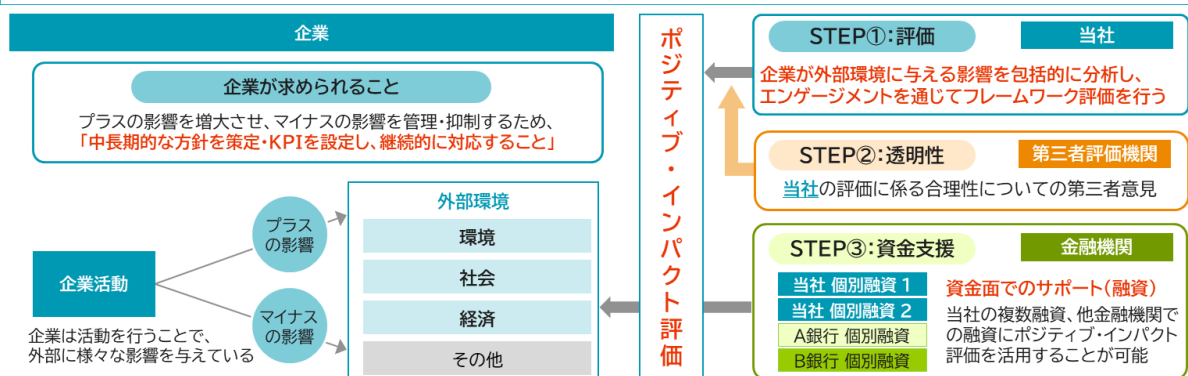
らず業種レベルで把握・分析できるようになること。それにより、業種毎の課題に応じた支援メニューの開発や、業種間のインパクト発現状況の差異を踏まえた融資ポートフォリオ全体での適切なインパクト管理の実現が期待されること。

4. 本フレームワークにより、当社 PI 評価を当社以外の金融機関が参照し、個別に PIF を取り組むことが可能となることから、地域金融機関等のインパクトファイナンスに関する体制整備・知見向上への貢献が期待されること。

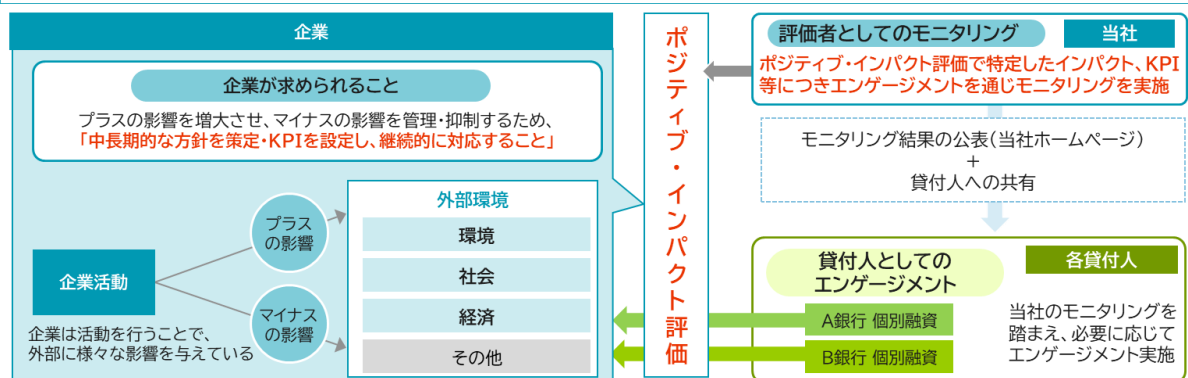
当社では、ポジティブ・インパクト・ファイナンスなどのサステナビリティに関するソリューションの提供により、SDGs 達成に資するお客さまの事業活動を支援するとともに、お客さまの中長期的な企業価値の向上に貢献することを引き続き目指していきます。

<PI 評価のスキーム概要>

(1) 評価時および資金調達時



(2) 期中(エンゲージメント)



(※1) 2022 年度環境省「グリーンファイナンスモデル事例創出事業」に係るモデル事例

https://www.env.go.jp/press/press_00401.html

(※2) 各種サステナブル・ファイナンスに関し環境省が策定・公表したガイドライン

環境省は、2022 年度環境省「グリーンファイナンスモデル事例創出事業」で公募するモデル事例に関し、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン(2017 年3月策定、2022 年7月改訂)」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2020 年3月策定)」、「インパクトファイナンスに関する基本的考え方(2020 年7月策定)」、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド(2021 年 3 月策定)」及びその他各種原則・ガイドラインとの適合性確認等を実施するとしています。

(※3) ポジティブ・インパクト・ファイナンス

ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、国連環境計画・金融イニシアティブ(以下「UNEP FI」)(※4)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」(※5)に則した融資であり、企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響とネガティブな影響)を包括的に分析・評価し、当該活動の継続的な支援を目的としています。企業の活動、製品、サービスによる SDGs 達成への貢献度合いを評価指標として活用し、開示情報に基づきモニタリングを行い、エンゲージメントを通じて活動を支援していくことが最大の特徴です。

(※4) 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)

国連環境計画 (UNEP) は、1972 年に「人間環境宣言」および「環境国際行動計画」の実行機関として設立された国連の補助機関。UNEP FI は、UNEP と 200 以上の世界の金融機関による広範で緊密なパートナーシップであり、1992 年の設立以来、金融機関、政策・規制当局と協調し、経済的発展と ESG (環境・社会・企業統治) への配慮を統合した金融システムへの転換を進めています。

(※5) ポジティブ・インパクト金融原則

UNEP FI が 2017 年 1 月に策定した、SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた金融の枠組。企業が SDGs 達成への貢献を KPI で開示し、銀行はそのプラスの影響を評価して資金提供を行うことにより、資金提供先企業によるプラスの影響の増大、マイナスの影響の低減の努力を導くもの。

融資を実行する銀行は、責任ある金融機関として、指標をモニタリングすることによって、インパクトが継続していることを確認します。

以 上